

令和4年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年2月3日（木）午前10時

場 所：教育委員会室（オンライン）

令和4年2月3日

## 東京都教育委員会第2回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第4号議案

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置  
に関する教育長の臨時代理について

##### 第5号議案

令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例  
の措置について
- (2) 令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について
- (3) 令和4年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (4) 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果につ  
いて
- (5) TOKYO ACTIVE PLAN for students (中間まとめ)  
について

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 教 育 長 | 藤 田 裕 司           |
| 委 員   | 遠 藤 勝 裕 (オンライン)   |
| 委 員   | 山 口 香 (欠席)        |
| 委 員   | 秋 山 千 枝 子 (オンライン) |
| 委 員   | 北 村 友 人 (オンライン)   |
| 委 員   | 新 井 紀 子 (オンライン)   |

事務局 (説明員)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 教育長 (再掲)        | 藤 田 裕 司   |
| 次長              | 福 崎 宏 志   |
| 教育監             | 増 田 正 弘   |
| 技監              | 矢 内 真 理 子 |
| 総務部長            | 安 部 典 子   |
| 都立学校教育部長        | 谷 理 恵 子   |
| 教育政策担当部長        | 稲 葉 薫     |
| 指導推進担当部長        | 瀧 沢 佳 宏   |
| (書 記) 総務部教育政策課長 | 軽 部 智 之   |

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年第2回定例会を開会いたします。

本日は、6名の傍聴の申込みがございました。これを許可してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論、あるいはリモートにおける言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意を願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、こちらの会場ではマスクを着用し、換気をよくするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力をいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いを申し上げます。

### 前々回の議事録

【教育長】 12月16日の令和3年第19回定例会議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧をいただきましたと存じますので、よろしければ御承認いただきました

いと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、12月16日の令和3年第19回定例会議事録につきましては承認を頂きました。

1月13日の令和4年第1回定例会議事録につきましては、別途お送りをさせていただいておりますので、次回までに御覧をいただきまして、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

## 議 案

### 報告事項（1）

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について

### 報告事項（2）

令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について

### 第4号議案

令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置に関する教育長の臨時代理について

### 第5号議案

令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について

【教育長】 それでは、議事に入ります。報告事項（1）「令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について」及び第4号議案「同措置に関する教育長の臨時代理について」並びに報告事項（2）及び第5号議案「令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について」は、関連する内容となっておりますため、一括で説明をさせていただきます。それでは、都立学校教育部長から説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 まず第4号議案、「令和4年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校の入学者決定における特例の措置に関する教育長の臨時代理について」及び関連する報告事項（1）「同措置」について御説明いたします。

教育長の臨時代理により処理した理由でございますが、都内において、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症への感染がかってないスピードで拡大し、誰もが感染するリスクがある状況において、去る1月21日に臨時教育委員会において、都立中学校等の一般枠について、特例による検査を御承認いただいたところでございますが、当該検査の対象を特別枠及び海外帰国・在京外国人生徒枠にも広げるに当たり、受検生への影響を踏まえて、緊急に対応する必要があり、教育委員会が招集されるいとまがなかったためでございます。

特例の措置の概要について御説明申し上げます。

報告資料(1)を御覧ください。

1 特別枠募集(1)日程でございますが、一般枠と同じく、特例による検査日は、2段目、2月25日金曜日、(2)の応募資格は、予定していた検査日に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどの理由により、出願した都立中学校を受検することができなかった受検生のうち、特例による検査の措置を申請し承認された者になります。

(3)の募集人員でございますが、措置申請者数と当初日程における特別枠の検査の倍率を勘案するものとしております。

第4号議案資料を御覧ください。

記書きの下の特例による検査募集人員1 特別枠募集を御覧ください。

当初日程において特別枠で受検する児童と、特例による検査を受検する児童の間の公平性を勘案して定めてまいります。

表の右欄を御覧ください。

募集数は、特例による検査の措置申請を行う者があった学校について設定いたします。囲みの部分でございますが、募集数の算定方法については、措置申請のあった学校において、措置申請者数を実質倍率で除した数値を算出いたします。この数値が1に満たないときは、特例による検査の募集人員を1名とし、1以上の場合はその数値から小数点以下を四捨五入した人数を募集人員としております。なお、この募集人員につきましては、昨年10月の第89号議案で既に御決定いただいている募集数に加えて設けるものといたします。

報告資料の1にお戻りください。

(4)の検査の内容については、個人面接といたしますが、白鷗高等学校附属中学校の囲碁・将棋分野については、個人面接に加えて実技検査も実施としております。

(5)の選考方法でございますが、小石川中等教育学校においては、小学校から提出された報告書を点数化した報告書点について、特別枠募集合格者の最低点と比較し、それ以上である者のうち、報告書点と面接点等を合計した総合成績の順位により合格者を決定いたします。また、白鷗高等学校附属中学校においては、加えて囲碁・将棋分野については、次ページでございますが、報告書点、面接点、実技検査を合計した総合成績の順位により、また邦舞等の分野においては報告書点、面接点、出願時に提出したビデオの審査結果を合計した総合成績の順位により合格者を決定するとしております。

(6)のとおり、合格者の発表は、各都立中学校のホームページの掲載により行います。

続きまして、2の海外帰国・在京外国人生徒枠募集につきましても、(1)から(3)のとおり、特別枠と同趣旨の内容としております。

議案部分につきまして、第4号議案を御覧ください。

2に記載のとおり、特別枠と同趣旨の規定としております。

報告資料1にお戻りください。

2の(4)検査の内容につきましても、個人面接とし、(5)の選考方法につきましても、海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格者の面接点以上である者のうち、面接点の順位により合格者を決定いたします。

3の一般枠募集との併願者についてでございますが、一般枠募集の合格者となった者は特例による検査を受検することはできないとしております。また、特別枠募集、海外帰国・在京外国人生徒枠募集及び一般枠募集において、複数の応募資格を満たす者は、それぞれの特例による検査に出願することができるものといたします。

4でございますが、特例による検査に係る入学考査料につきましても、令和4年度の特例措置としまして、一般枠募集の特例も含め、特例による検査に係る入学考査料について免除することといたします。

以上により、都立中学校等入学者決定に係る全ての検査に、特例による検査、複数の受検機会を確保し、受検する児童の不安を払拭（ふっしょく）してまいりたいと考えております。

続きまして、第5号議案、令和4年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置等について及び関連する報告事項（2）同措置等について御説明いたします。

報告資料（2）を御覧ください。

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症への感染が拡大し、誰もが感染するリスクがある状況での、高校等に関する特例の措置等を行うものでございます。

まず1でございますが、特例による検査について御説明申し上げます。

都立高校の入学者選抜のうち、一般募集枠と異なる検査を行う（1）の表記載の文化・スポーツ等特別推薦、国際バカロレアコース入学者選抜、海外帰国生徒対象、引揚生徒対象、在京外国人生徒対象及び欄外なお書きの通信制課程入学者選抜について、特例による検査を実施するものでございます。

概要でございますが、日程は（1）表中に記載のとおり、検査日は原則3月9日、通信制課程は当初検査予定が4月であるため、当初検査日以降に学校が別途定める日としております。

（2）の応募資格でございますが、御説明した検査につきまして、新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどの理由により、出願した都立高等学校を受検することができなかった受検生のうち、特例による検査の措置を申請し承認された者になります。

（3）の募集人員でございますが、特例による検査の措置申請を行う者が生じた都立高等学校について、措置申請者数及び当該選抜の応募倍率を勘案し定めるものいたします。

第5号議案を御覧ください。

まず、特例による検査の募集人員につきましては、令和3年度東京都教育委員会第89号議案により既に御決定いただいた募集人員に、外数として追加するものとなります。

算定方法ですが、表の右欄を御覧ください。当初の日程で受検した生徒と、本件特

例による検査を受検する生徒の間での公平性を勘案し、措置申請を行う者が生じた学校において、措置申請者数及び措置申請が生じたそれぞれの検査の応募倍率に応じて、別紙1の表に定める人数を募集人員といたします。

別紙1を御覧ください。

一番左の縦の列が措置申請者数、横が当該検査の応募倍率となっておりまして、表に当てはめて該当する箇所が当該校の特例による検査の募集人員となります。例えば、措置申請者数が10人で応募倍率が2倍であれば、募集人員は5人となるものでございます。

報告資料(2)にお戻りください。

(4)の検査の内容でございますが、文化・スポーツ等特別推薦で、実技検査及び個人面接を実施するなど、記載のとおりでございます。また、次ページ(5)の選考方法でございますが、同じく文化・スポーツ等特別推薦で、実技検査点、面接点及び調査書点を合計した総合成績の順位により合格者を決定するなど、記載のとおりとなっております。

合格者の発表は、6のとおり、ホームページ掲載により行います。

(7)学力検査に基づく選抜との併願についてでございますが、2月21日の学力検査に基づく選抜において、例えば文化・スポーツ等特別推薦で出願した学校と異なる都立高校を受検し合格した場合は、3月9日の特例による検査を受検できないものといたします。また、特例による検査では、同じく3月9日に行う分割後期募集・全日制第二次募集等との併願を認めることとし、双方で合格候補者となった場合は、特例による検査を受検した都立高校の合格者とするものといたします。

続きまして、2でございますが、3月9日に実施する追検査及び3月25日に実施する追々検査の募集人員についてでございます。

第5号議案の2を御覧ください。

追検査等の募集人員につきましては、既に令和3年の第89号議案により、分割募集を実施しない学校については、これは第一次募集の学校ということになりますが、全部の学校でそれぞれ2名、分割募集を実施する学校、分割前期と分割後期を実施する学校につきましては、全部の学校でそれぞれ1名、一般募集の内数として御決定をい

ただいたところでございますが、オミクロン株の感染者の拡大を背景に、追検査等の措置申請者の増加が見込まれる現状を踏まえ、10月に御決定いただいた募集人員を改める議案となっております。

今回御審議いただく募集人員でございますが、具体的な算定方法は、先ほどの特例による検査の募集人員と同様のものとし、措置申請者数及び第一次募集等の応募倍率に応じた別紙2の表により決定する内容となっております。

報告資料(2)にお戻りください。

3の入学考査料でございますが、令和4年度の特例措置として、特例による検査、追検査及び追々検査に係る入学考査料について免除としております。

これらの措置等によりまして、都立高校においても複数の受検機会を確保し、受検する生徒の不安を払拭してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**【教育長】** ありがとうございます。ただいまの議案2点、それから報告事項2点、関連をするものでございましたが、以上の御説明につきまして御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

それでは新井委員、お願いいたします。

**【新井委員】** よろしく申し上げます。今、都内でコロナ感染者が大変増えている状況であるため、検査であるとか、保健所の業務が全く追いついておらず、多分コロナが強く疑われるにもかかわらず、診断を受けられないお子さんが数千人規模とかでいらっしゃるのではないかとということが想定されます。また、その方たちとインフルエンザにかかっている人を区別するなどというのは、素人ではもう至難の業ですので、この辺りをどうされる予定なのかということをお伺いしたいのが一つ目です。まず一つ目がそれです。それをまずお願いできますか。

**【都立学校教育部長】** 先生がおっしゃったとおりでございますが、ここはコロナによる感染等と申し上げておりますが、例えば発熱をしているですとか、あるいは体調が不良であるということで、当日の検査を受けられなかった方は、同じく措置申請をしていただいて承認をするという流れに考えております。

**【新井委員】** それで結構かと思えます。

あとは、これは今すごく大変なので、これをやりきることが精いっぱい、ほかを考えられないという状態だとは思いますが、一応、こういうときに、アメリカだとEBPMというのをやるんですよ。つまり、こういうふうにして入られた方や、そうではない方の追跡調査を行って、今回やった措置というのは適切だったのか、次にもっといい、コロナはこれで終わりではないと思いますし、また次の感染症が出る可能性がありますよね。そのときにどういう入試の在り方がいかに分析するような手法があります。ですので、入られた方を追加措置で、こういう面接で入った方や、そうではない方というので、追跡をするというのがすごく重要なことなので、入学時に多分追跡をしていいかというのを、統計的な理由で、個人を特定しない形で追跡調査をしていいかというようなアグリーメントを取って、分析をするということも、今後教育委員会にとっては重要な使命になると思いますので、御検討いただきたいです。

**【都立学校教育部長】** 私どもの方で、なかなか今まで考えたことがないような御提案だったので、預らせていただいて、やり方も含めて非常にセンシティブだと思うので、考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

**【新井委員】** アメリカならすごくよくやられていることなので、別にアメリカと日本とで個人情報の扱いが違うということでもないの、きちんとやればできることなので、アグリーメントを取ってするというふうなことをすればいいだけのことだろうなと思いますので、やり方を考えてみてください。

**【教育長】** ありがとうございます。

それでは北村委員、お願いいたします。

**【北村委員】** ありがとうございます。

本当にこの刻々と状況が変化する中で、非常に丁寧にいろいろなパターンを検討しながらここまで作っていただいていたなと思いますので、御提案いただいたことには賛成いたします。ただ、先ほど新井委員がおっしゃった1点目と実は非常に似ている質問だったんですけども、今、必ずしも明確にコロナに感染しているということが分からない、あるいは検査が受けられないという状況にあるような受検生たちが、非常に不安を抱える状況というのが生まれると思いますので、その方たちへの対応をしっかりしていただきたいということで、実は申し上げようと思っていたので、先ほど

新井委員がおっしゃった1点目と同じようなことを思っております。

もう一つは、本当にさまつなところではあるんですが、素朴な疑問を持ったことが1点だけございまして、特例による検査と学力による検査で、学力による検査で合格した場合は特例の方は受検を認めないという話だったんですけども、これを確認する方法というのはどういうふうに確認をされるのかなと思ひまして。どこの学校を受検しているとかというのが申請されているのか、あるいはどういう形で確認をされるのか、教えていただきたいなと思ひまして。

以上になります。

【教育長】 ありがとうございます。それでは都立部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 まず、今回のこの特例による検査については、今日お諮りして設けさせていただく内容ですので、周知については、元々予定されていた検査を欠席された生徒さんには、個別に御案内をする必要があると考えております。そういう形で、この措置についてしっかり周知を図っていくというふうに進めたいと思っております。

それから2点目といたしまして、北村委員からお尋ねいただいた件、高校の方の内容ということでよろしいでしょうか。

【北村委員】 そうですね。高校の方です。すみません。

【都立学校教育部長】 高校の方ですけれども、日にちが、学力検査の方が2月21日、特例による検査が3月9日となります。ですので、2月21日の学力検査を受けているか受けていないかは、措置申請を2月22日まででお願いする予定ですので、その段階でどこを受けているかということを確認しながら、またこういう取扱いになるということも含めて、御案内をしながら進めたいと考えております。それでよろしかったでしょうか。

【北村委員】 ありがとうございます。すみませんでした。スケジュールが僕自身がきちんと理解できていなかったかもしれないです。

【都立学校教育部長】 こちらの説明が不足しておりました。申し訳ありませんでした。

【北村委員】 1点目も含めて、受検生の皆さんに不安のない形でしっかりと周知

していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 私の外来でも、都立の受検者ですがというふうに、症状を心配して受診される方がいます。きっと学校側は対策を取ってくれると思いますということで答えていました。その心配に応えるように、今回いつもにはない対策を取り、その上、受検者が公平になるように、丁寧に考えていただいたことに感謝いたしますし、賛成したいと思います。

一つ情報提供ですが、現在コロナとインフルエンザと同時に検査できる検査キットがあるのですが、ただ、その検査キットがなかなか手には入らなくなっている状況ではあります。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 これだけのパンデミックといいますか、そういう状況の中で、受検にぶつかってしまったということで、その中でのセーフティネットということを用意する、これは大変結構なことだと思います。ただ、新井委員も御指摘になっていましたけれども、通常どおり受検する人と、特別枠といいますか、特例措置でもって受検する人で、試験の内容が違うということ、それが教育的な観点から結果としてどういう形になってくるのかというのは、確かにフォローアップが必要だと思います。初めての経験なのか、あるいは前、今でもそうだと思いますけれども、都立高校の場合には途中から補欠入試というのがあって、一般入試で入ってきていた生徒と、それから途中から補欠枠でもって、補欠入試で入ってきた生徒でもって、学力が卒業時にどの程度違うのかという、そういうようなことを前やっていたような、やらなかったのか、あるいは個別の学校に任せていたのか、そんなこともあったような、ちょっと記憶にあるものですから、もし今後こういうようなことがまた起こってきた場合の参考としても、この二つの形式での結果の比較といいますか、それは確かに重要だと思いました。基本的には、こうした対応をすることについては賛成です。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。何かコメントございますか。

都立部長。

【都立学校教育部長】 学校では、入学をしたお子さんたちの学力の推移ですとか、そういったものを各学校で把握をして、学習指導、進路指導に役立っているというのが実態ではございます。ただ、検査と連動してということになりますと、先ほど新井先生からお話があったのと同じように、やはりセンシティブな部分がありますので、御助言いただいたことについては念頭に置きながら、可能かどうかも含めて検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【教育長】 遠藤委員、画像の方が途切れているようですが、ほかによろしゅうございますでしょうか。

【遠藤委員】 はい、結構です。

【教育長】 それでは、ほかには御意見等ございませんようでしたら、本件二つの議案、それから二つの報告事項については、原案のとおり決定、あるいは御承認を頂きますでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、第4号議案及び第5号議案につきましても、原案のとおり承認を頂きました。また、報告資料（1）及び（2）につきましても、報告として承りました。ありがとうございました。

## 報 告

### （3）令和4年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 それでは、次の議案に入ります。次に報告事項（3）「令和4年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」の説明を、教育政策担当部長からお願いをいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、教育委員会報告事項（3）令和4年度教育庁所管事業予算・職員定数等についての資料を御覧いただきたいと思います。

昨年11月25日に、要求段階の案について御説明をいたしました。知事の査定後、

1月28日に令和4年度東京都予算案の発表がございましたので、本日は教育庁の所管事業予算案につきまして概要を御説明いたします。

初めに、「1歳入歳出予算」でございます。教育費全体の予算額は8,763億8,100万円で、対前年度比126億8,600万円、1.5%の増となっております。内訳でございますが、教育費の約8割を占めます給与関係費につきましては7,067億4,000万円で、定数の増等の影響によりまして、対前年度比0.6%の増となっております。

次に事業費でございますが、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」をはじめ、教育の質向上や働き方改革につながる予算を計上いたしました結果、対前年度比86億1,600万円、5.4%の増となっております。

次に下の段の表、「2 定数増減」を御覧ください。一番下の計の欄にございますように、学校教職員定数の令和4年度の合計は6万6,207人で、対前年度比410人増となっております。内訳としましては、児童・生徒数の増に伴う教員定数の増など、内容欄に記載のとおりとなっております。

それでは資料の2ページを御覧ください。

このページから5ページにかけて、教育庁所管の主要事業のうち、新規に実施する事業を中心にまとめておりますので、御説明をさせていただきます。特に11月25日の教育委員会において報告をいたしました予算から、更に追加新規となった事項について、取り出して右側の方に記載をさせていただきます。本日はお時間の関係もございましたので、本資料を基に、令和3年11月に御報告した内容から変更となった点及び新規追加となった事項を中心に御説明をさせていただきます。

資料左側、「東京の教育のDX化を推進」を御覧ください。

まず資料左側ですが、「①高校段階における一人一台端末の整備」のところでございます。来年度の都立高校の入学生から保護者負担方式による段階的な一人一台端末の整備を実施してまいります。整備に合わせ、購入に係る保護者の負担を原則3万円とする補助を行うことといたしました。更に低所得世帯、特別支援学校に通う生徒については、そちらに記載のとおり、負担がないように支援を実施いたします。

次に、「③新しい工業高校の実現に向けた取組」でございます。今後、工業高校の更なる教育の充実に向け、質の高い実習が行えるように、DX機器の整備を進めてま

あります。予算見積もり時点と比較しまして、D X機器の整備を、計画を前倒して実施することとしたことにより、予算額が増となっております。加えまして、都立専門高校において、欧米など産業のD X化が進む海外に生徒・教員を派遣する事業についても実施をすることといたしております。

資料右側、追加の新規事業等を御覧ください。

「①島しょ地域でのデジタルを活用した教育の充実」でございます。島しょ地域におきまして、今後の小・中・高での連携を見据え、「統合型校務支援システム」や、「定期考査採点分析支援システム」の導入を進めてまいります。また、都立八丈高校から大学に進学した卒業生をチューターとして、オンラインで八丈高校在校生の相談を受ける枠組みを構築することで、大学進学を目指す在校生を支援してまいります。更に島しょの児童・生徒が学校にいながら「T O K Y O G L O B A L G A T E W A Y」での英語学習を体験できるよう、島しょ向けにV Rを活用したバーチャルT G G特別プログラムを開発し、提供してまいります。

「②データ活用による運動部活動の高度化」でございます。都立高校におきまして、個々のコンディションやトレーニングに応じて必要な情報を一括記録管理するアプリを活用し、体力向上とけがの未然防止の取組や、G P Sを活用したデータ分析により、効率的な練習などを実践してまいります。

「③業務効率化に向けたシステム開発」でございます。産体育休代替教員の採用業務を支援するシステムや、都立高校生の福祉的支援に係る情報を教職員等で共有し管理するためのシステムを開発してまいります。

次のページ、資料3、3ページを御覧ください。こちらは「2 共生社会の実現に向けた取組」についての予算でございます。

資料の左側ですが、④、一番下になりますが、「グローバル人材の育成」のところを御覧ください。

グローバル人材育成に関する新たなポータルサイト、「T o k y o G L O B A L S t u d e n t N a v i」を設立し、都教育委員会が展開する多様な施策への認知度を高め、子供たちの積極的な学びにつなげてまいります。

資料の右側になりますが、「追加の新規事業等」を御覧ください。

①は、「医療的ケア児対応の看護師確保策」でございます。特別支援学校におきまして、医療的ケアを行う看護師を安定的に確保するため、継続的に働ける新たな勤務形態を導入しますとともに、報酬単価額の引き上げを行ってまいります。

「②外国人児童・生徒の就学支援」でございます。不就学等の外国人児童・生徒の就学を促進するため、国の「帰国・外国人児童・生徒等の教育の推進支援事業」による区市町村への補助に、都としても上乘せをして補助を行ってまいります。また、都教育委員会として策定している日本語指導に係るDVD教材、「東京の学校生活」につきまして、ウェブ上でも視聴できるようにし、繰り返し学習できるような環境を整備してまいります。

「③オリンピック・パラリンピック教育の継承」でございます。これまで6年間培ってきましたオリパラ教育の集大成として、次期開催都市でございますパリに生徒等を派遣し、パラスポーツ文化交流や大会関連施設訪問などを実施いたします。また、東京2020大会のレガシーを学校現場において継承していくため、学校向けの映像資料を都教委として作成をしております。

次の資料4ページを御覧ください。

「3 「社会の力」を活用した教育内容の充実」でございます。

資料の左側、「①学校支援企業コンソーシアム」でございます。これまで商業学校におきまして、企業等とコンソーシアムという形で連携をしてきました取組を、商業高校以外の学科にも拡大する事業でございますが、実施予定規模の増に伴い予算額が増となっております。

資料右側、「追加の新規事業等」を御覧ください。

「①都立専門高校の外部人材活用事業」でございます。民間企業の社員、OB等を都立の専門高校に派遣しまして、授業・昼休み・放課後等の交流を通じて、系統的・継続的なキャリア教育を支援してまいります。

「②都立専門高校教員向けデジタルリテラシー研修」でございます。都立専門高校の教員を対象に、東京商工会議所などと連携し、最新機器の操作の習熟や企業での活用事例研究等の研修を実施してまいります。

「③教科「情報」に係る指導充実」でございます。来年度から新たな学習指導要領

が導入され、高校におきましては教科「情報」におけるプログラミング学習等が必修になります。外部講師やデジタル教材等を活用し、きめ細かく充実した授業を実施してまいります。

「④小学校での副担任配置支援」でございます。各区市町村におきまして、小学校1学年から3学年に担任の事務補助等を行う副担任の配置を行う際の支援を行い、学校の組織体制の充実を行ってまいります。

次に、資料5ページを御覧ください。

左側、「教員の負担軽減等の取組」、働き方改革に関する取組でございます。

「①学校マネジメント強化事業の拡充」でございます。配置基準を予算見積もり時と比較し、拡大したことによりまして、予算額が増となっております。

左側、下のところにあります「追加の新規事業等」を御覧ください。

②の方の、「中学校部活動外部指導員導入支援」でございます。本事業は、専門的指導や高度な技術指導を行う外部指導員を配置する際も支援を行っていく事業でございます。なお、ページの中段にございます部活動指導の充実との違いといたしましては、年間を通じた雇用ではなく、短期間での指導員に対しても支援をできるという点でございます。

資料右側、「5 子供目線の施策推進」を御覧ください。

こちらの枠内に記載の事業は、全て予算見積もり時には計上していなかった追加・新規事項となっております。この背景といたしましては、全庁的に「チルドレンファースト」の視点での施策についての検討が進む中、教育庁としても必要な施策を推進するということで予算化したものでございます。

「①ヤングケアラー対策等の充実」でございます。都立高校等におけるヤングケアラーを早期に発見し、支援を充実させるため、高い専門性を持った「主任」のユーザーソーシャルワーカーを増員してまいります。また、小・中学校におけるヤングケアラー等の未然防止、早期発見の観点から、スクールソーシャルワーカーの配置拡充をする区市町村を支援してまいります。

「②いじめ等相談体制の拡充」でございます。いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、専門家を活用していじめを迅速かつ的確に解決できるようにするため、保

護者へのサポート体制強化を行う区市町村に対する補助のモデル事業を実施してまいります。また、一部の都立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置するモデル事業を実施し、多様な相談に対応する体制を検討してまいります。

「③子供の社会的自立に向けた支援」でございます。区市町村が設置します教育支援センターへの補助を拡充しますとともに、センター支援員等の資質向上に向けた連絡会を開催してまいります。また、フリースクール等に通う不登校の児童・生徒及び保護者の方に必要な支援を把握するモデル事業を実施し、効果を検証してまいります。併せて、学校におけるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの勤務日数増について、モデル実施をし、子供たちの心のケアを充実してまいります。

「④子どもを笑顔にするプロジェクト（仮称）」でございます。本事業は、コロナ禍において子供の笑顔を取り戻し、社会全体を明るくしていくため、小・中・高・特別支援学校の全校を対象に、文化やスポーツなど多様な体験活動の機会を確保する取組でございます。

ページ下段、「その他主な継続事業」を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、児童・生徒のPCR検査を実施できる体制を整備する経費を追加計上してございます。

資料6ページから18ページにかけましては、「東京都教育ビジョン（第4次）」の体系に基づき、今、御説明をさせていただきました主な新規事業及びこれまでも実施してきました継続事業について、予算内容等を記載してございます。御確認いただければと思います。

以上で来年度の予算案の概要についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

**【教育長】** それでは、ただいま令和4年度の教育庁予算案、そして職員定数等について御説明を申し上げました。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** 詳細な説明をしていただきましてどうもありがとうございます。予算案そのものに対しては賛成なんですけれども、この今回御提示いただいたものに対

してというよりは、毎回こういった形で、いろいろと次の年度の予算について御説明いただく際に、前から少し気になっていたのが、今回も新規の事業というので御説明いただいていますけれども、新規を始めるということは何かをやめているんだと思うんですが、何をやめたかとか、あるいはどういった事業では例えば予算をこれだけ立てたけれども、使い切らないというか、企業とは違うので、役所の場合、損益計算書のようなものとは考え方が違うんだとは思いますが、むしろお金を使わなかったらそれは効率的に事業を実施したという評価もできるでしょうから、いい悪いというよりは、どういったところでお金を使われて、どういったところのどういった事業が終了して、そしてその上で新しいものがこうやって始まりますというのが、もう少し僕らも理解できると、こういう形になっているんだなというのがより分かるのかなと思ひまして。それはこのタイミングではなくて、もっと昨年のうちもう少し早いタイミングで御説明いただいたときに、多少言及されていたのかなとも思うんですが、あまり明確に覚えていないので、いつもどうしても新しいもの、新しいものというので予算の話をして、それは結構なことだとは思いますが、何をやめたかとか、何がまずいかを挙げて、終了しましたとか、そういうような話も少し交えていただけると、より包括的にこの予算の話というのが我々も理解できるのかなと思ひましたので、今後御検討いただければと思ひましてコメントさせていただきます。

【教育長】       ありがとうございます。何かコメントありますか。

教育政策担当部長。

【教育政策担当部長】       ありがとうございました。今回、予算について説明をさせていただきましたが、同じように議会には決算の状況などもかけております。また事業評価などもさせていただいている中で、指定校制度等で3年間たちましたというところの事業成果を十分に予算とひも付いた形で御説明する機会というのがなかなかないのですが、今後少しその辺りも含めて、せっかく教育ビジョンに沿う形での6ページ以下の説明もございますので、少し検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

【北村委員】       是非その方向でよろしくお願ひします。ありがとうございます。

【教育長】       それでは、新井委員、お願ひいたします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。私は国の予算もそうですけれども、都の予算もこれまでの予算の作り方というのは、基本的にこういう、例えば工業高校関係や、特別支援学校案件、島しょ部案件など、そういうのがあって、それに関して有識者の方を集めて何か話し合いをして、こういうことがあるのではないかと、こういうことができたらいいのではないかとというようなお話を取りまとめて、それでこういうふうに予算化していくというようなことが多いと思うんですね。私が参加している、例えばこども未来会議などでも、例えば子供向けに、東京都が何を子供に提供できるかというようなことを、子供が分かるようなホームページを作るべきだとか、動画を作るべきだとか、そういうような意見があると、必ずそういうので行われていくような、そういう流れがあるわけです。ですが、私はそろそろそういう予算の決め方はやめた方がいいんじゃないかと正直思っています。

例えばなんですけれども、こどもみらいプロジェクト関係がかなり大きく新規で出ているのがあると思うんですけれども、子供目線という、子供を笑顔にするプロジェクト。これはこどもみらいプロジェクトにやや関係している案件かなと思っているんですけれども、私がこどもみらいプロジェクトでずっと言っていたのは、ただ一つのことです。それは何かというと、全ての子供は一日1時間は体を精いっぱい動かすというような時間が必要ですよということは、国際的にもWHOも言っているし、分かっていることです。今、子供たちが、毎日1時間程度体を動かしているかということ、そうではない現状があります。コロナということも今ありますけれども、その前からそうです。実際問題として、子供の体力はどんどん低下しています。

そのことを考えると、本当に子供たちには子供たちの自主的な移動で、放課後に1時間とか2時間とか十分に体を動かして遊ぶ場が確保されているかということ、まず調査をして、足りないところにはそれを確保するというようなことが必要になるはずなんですね。私にとってはそれが科学的な政策立案であり、科学的な予算の付け方です。一方、審議委員の先生たちを囲んで、いろいろ話し合っ、いろいろ御意見を頂いて、こういうことがあったらいいですね、ああいうことがあったらいいですねとって予算を付ける。そしてその効果検証をしないというのは、非科学的な予算の付け方です。

今現在は、特に新規に関して、非科学的な予算の付け方が多いと思います。効果検証をしたという話を聞いたことがないからです。例えば島しょ部関係は、東京都は島しょ部が多いですから、もちろん予算を使うべきですけれども、本当に島しょ部が何を望んでいるか、島しょ部に何が欠けているか、何が求められているかということ、きちんとボトムアップで上げて、実際に例えばVRをやって、VRをどれぐらい島しょ部が求めてくるかということも見て、そしてそれが本当に効果を発揮したのか。そうでないと、大体VRを使いましょうという話になって、かえって島しょ部に負担になるんですよ。分かりますか。VRをせっかく買ってあげたんだから使ってください、それで島しょ部と23区内の学校で連携させましょうというような話になると、ためにするプロジェクトになってしまうので、子供たちにとっても、現場の先生方にとっても負担でしかないようなことが。

昨年パラリンピックに子供たちを、あまり希望者がいなかったのに、非常に大きな予算を立てて、バスを仕立てて行ったことと同じになってしまうので、気持ちとか思いドリブンではなくて、もっと科学ドリブンな、そういう予算を考えていただきたい。この中でどれだけ予算が科学的に考えられているか、あるいは科学的に検証可能な感じで立てられているのかというのを、今ここで言っても、多分お考えを言えと言われても難しいと思うので、もうちょっと変えられないのですかね。それだけです。

【教育政策担当部長】 先生、御指摘ありがとうございます。私ども、予算を新規に付けるときや、それから既存の事業の中で、先ほど北村委員の方からも御指摘がございましたが、やはりスクラップ・アンド・ビルドをして、きちんと新しい事業について重点的に取り組んでいくというような方向性も必要かと思います。先ほど人員の話も出ましたが、限られた人員の中で予算を執行していくためには、やはり効率的に、あるいは本当に重点的に実施するにふさわしい事業について予算化して実施していくという姿勢が非常に大事ということは、新井委員の御指摘のとおりだと思っております。来年度に向けての予算の全てがそういう形で編成されたかというところは、反省する面もあるのかもしれませんが、ただ先ほど御指摘のあった島しょ地域のものについては、VRということは別として、非常にICT活用なども進んでいるところで、更にモデル事業で進めていこうという取組でございます。そういう意味では非常に島

しよ部の需要にも即した予算となっているものと思っております。また、今回、子供目線での予算ということもございましたが、大綱やビジョンの中にもその精神が取り込まれているところがございますが、東京都全体としても、予算編成の経緯で御説明しましたように、子供の目線を大事にして、チルドレンファーストの施策を実施していこうという全体の方針の下に予算編成をしております。今、先生から頂いた御意見なども、予算を執行していく際にはきちんと検証作業も含めての執行であるということをご念頭に置きましてやっていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

【新井委員】 ありがとうございます。今、島しよ部の方からボトムアップで上がってきた声に対して予算を付けているというお話と、それとともに研究をするというお話と二つあったと思うんです。やはり研究をする方のものについては、K P Iをはっきりして、それを継続するべきなのかどうかというのは考えるべきだと思うんです。だから、I C Tを活用しないと、なかなか島しよ部だと十分な教育機会が得られないからというのは大変よく分かります。それはV Rですかというと、そうではないかもしれないというようなことはありますよね。なので、そのところや、あとは高校のタブレットの配布に関しても、新規でかなり来ていますけれども、それに関しても、それを望むか望まないかということに関して、だからボトムアップでK P Iを見るなどというのは、全部の都立高校生にとってタブレットが意味があるのか、それともこの辺りのこういうタイプの子供たちにはタブレットがあることが実は効果的なんだけれども、そうではない子はあまり効果的ではないとか、いろいろなことがあると思うんです。そういうことがやはり分析可能な状態であってほしい。そうでないと、来年度というか再来年度の予算を検討するときに、去年こうしましたけれどもあれはどれぐらい効果がありましたかと聞いたときに、予算担当が答えられないと思うんですよ。言っている意味は分かりますか。伝わっていますでしょうか。

【教育政策担当部長】 先生、御指摘ありがとうございます。今出ました一人一台端末の件ですが、来年度入学してきます高校生は、中学校時代に一人一台端末というものを携えた形での学習を進めてきた生徒でございます。そういう意味では、今回保護者負担が一人3万円となるようにということで導入します端末については、自由度

高く、どれでもという形で選べるものではございませんが、各学校ごとに、その学校の学習の特性なども踏まえて、どれを導入するかということで3種類の中から選べるような形になっております。また、特別支援学校につきましては、周辺機器もあわせての導入になってございますので、その導入の成果なども踏まえまして、来年度またどういう形がよいのかということ、先生からも御指摘がありましたように、実際に使っている生徒の学習の状況であるとか、学校でのICT機器の活用等の状況を踏まえて検討していくべきことだと思っております。ありがとうございました。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 今回の事業について、医療的ケア児の対応と、それから子供目線の施策の推進のところで質問をさせていただきます。

まず最初に、医療的ケア児の対応のところで、看護師確保の策は重要だと思います。医療的ケア児支援法によって、区市町村でも取り組むことになると思いますけれども、今回は特別支援学校においてですが、今後、小・中学校に対しても視野に入れてますでしょうか。

【教育政策担当部長】 御指摘ありがとうございます。医療的ケア児の支援法につきましては、基本的には特別な学校にということではなくて、その児童・生徒が通っている学校でどうやっていくかというところの支援が必要だということが示された法だと認識をしております。そういう意味では、こちらに示させていただいたのは、都立分で今、医療的ケア児の専用の通学のときに使う車両であるとか、それから学校の中で支援をしていただく看護師の方の勤務形態などが、働く看護師の側からは使い勝手の悪い勤務形態であったり、収入の面でも十分ではないのかもしれないというところがあるの支援になっておりますが、区市町村の方で実際に看護師さんを配置して取り組むようなところへの支援については、こちらの方についても検討の中には入っているかと思っておりますので、また国の方もそこは支援を付けると思っておりますので、そこについては都としても取り組んでいくことになるかと思っております。

【秋山委員】 ありがとうございます。それから子供目線のところですけども、

学校でのサイコソーシャルの領域への重層的な取組が必要だと感じていましたので、今回の新規事業を心から歓迎しています。そこで、幾つか質問と意見を述べさせていただきます。

児童・生徒の死因の第1位が自殺であり、また10代の自殺は増加傾向にあります。将来のある子供たちが希望をなくして死を選ばざるを得なかったことはいたたまれなく、なぜそのような選択をせざるを得なかったのか、周りの大人が気付くことができなかったのかという思いがあります。今回の事業で、子供の自殺対策にも取り組んでいただけるかどうかというのが1点。

それから、今回はヤングケアラーの対策が入っていますが、現在も要保護児童対策地域協議会の対象児の家庭状況や、子供の声を聞くことが十分できずにいると思われまます。今回の事業で、ソーシャルワーカーの配置が拡充されることで、家庭や地域の関係機関との連携が円滑にいくことを期待しています。ただ、地域によっては、ソーシャルワーカーの活用に温度差があります。うまく活用されている学校などを調査していただき、手引などの作成をして、標準化する必要があると思いますが、その作成の予定があるかどうかということが2点。

最後に、学校におけるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの勤務日数増も大きな前進だと思います。今もスクールカウンセラーが学校に配置されていますが、週に1回では活用しづらいという声があります。家庭や地域との連絡調整を担う役割として、もちろん地域や学校の実情に合わせてですけれども、スクールカウンセラーかスクールソーシャルワーカーを毎日常駐させることを是非検討していただきたいと思っています。

以上です。

**【教育長】** ありがとうございます。それでは政策担当部長、お願いします。

**【教育政策担当部長】** それでは、3点御質問いただきました、1点目、自殺対策についてでございますが、自殺対策につきましては、これまでも例えば文科省の背景調査等の一定程度の標準版の指針のようなものはありますが、学校で調査を行っていくには、やはり限界があるというところがあるかと思えます。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置が充実していくことによって、そういう調査等

についても、学校内での取組が強化されるのではないかと考えております。

2点目、スクールソーシャルワーカーの活用についてでございますが、東京都の場合、都立高校については高校生年齢の子供が対象となるものですから、ユースソーシャルワーカーを配置しておりますけれども、こちらについては手引を作成しております。この活動の手引には、生活面での課題のほか、学習面での課題や、様々な生徒が抱える悩みについてどう対応していくかというのをまとめたものとなっております。小・中学校におきましては、対象となる児童の年齢等が低いので、そちらの方についても活用の手引はあるのではないかとと思いますが、全区市町村について把握しているわけではないので、せっかく配置が充実する中で、地域の実情を踏まえながら検討をして、配置された効果がきちんと児童・生徒への支援に届くような形での施策の実現を図ってまいりたいと考えております。

3点目のスクールソーシャルワーカーの常勤配置でございますが、こちらについては区市町村それぞれのところで、かなり常勤に近い形での勤務を確保しているところと、それからやはりなかなか配置が十分に行われていないところの温度差があるというのは、秋山先生の御指摘のとおりかと思っております。今後ヤングケアラーの支援などが例えば福祉保健局の方の要対協の取組として強化されていく中で、学校との連携というのは双方にとって非常に重要なテーマなのかなと考えております。その辺も含めて、きちんと連携して対応していけるように取り組んでいきたいと考えております。またいろいろアドバイスを頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【秋山委員】**       ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**【教育長】**       ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、よろしくお願いいたします。

**【遠藤委員】**       本当に盛りだくさんの課題を抱えて、予算編成も大変だと思います。いろいろ皆さんの御意見でありましたけれども、そのような中でどう実効性を高めていくかというのが大切だと思います。

実は、今週の月曜日に、全体の都道府県教育委員協議会と、教育長協議会、連合会の会合があったんですけれども、その中で、やはり文科省から与えられている大きなテーマが二つ。一つは35人学級の推進ということと、それからもう一つは小学校の教

科担任制、高学年ですね。この二つをどう実現していくかということに、各府県ともいろいろと苦労しておられるようでした。最後に、その中で大阪府の教育長から、あるいは教育委員の方から質問があったんですけども、膨大な人数あるいは教職員を抱える中で、この35人学級、あるいは教科担任制、これを実現していくために、いろいろ予算上の苦労もあろうかと思うけれども、そうしたものがあれば、またその苦労とそれをどう克服していくか、そうしたことについて、各同じような苦労をしている府県というんですか、そういったところにフィードバックしてもらいたいというような意見も聞かれましたので、参考までに。

やはり全体として、行政的な予算がいろいろと苦しい中での教育ニーズの高まり、それをどうお金を付けていくか。例えば35人学級にしても、加配定数をどうやって満たしていくのかというようなことも加わってくるわけですし、一方、人口の減少傾向のある県にとっては、逆に35人学級と言っても元々そんな人数おりませんよというような意見もあったりして、いろいろ千差万別だったんですけども、いずれにしてもお金のかかる話ばかりですので、予算当局、皆さん御苦労だと思いますけれども、東京都の予算の使い方、あるいは実効、効果、そうしたものをいろいろなところが注視しているということは付け加えておきます。いろいろ御苦労さんですけども、よろしくをお願いします。

**【教育長】**      ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問等ございませんようでしたら、本件については報告として承りました。ありがとうございました。

(4) 令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

**【教育長】**      それでは、次に報告事項(4)「令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について」の説明を、指導推進担当部長からお願いを申し上げます。

【指導推進担当部長】 調査結果の概要についてから御説明を申し上げます。

この体力テストでございますけれども、昨年6月に小・中・高・特別支援学校約2,200校、約94万人の子供たちを対象として実施したものでございます。

調査の内容についてでございます。国が定めております実技8種目、それから生活・運動習慣などに関する質問による調査でございます。8種目と言いますのは、力強さ、あるいは動きを持続する能力、体の柔らかさ、巧みな動きなど、四つに位置付けられるものでございます。

調査結果の概要についてでございます。下側にボックスがございますが、左から、小学校5年生、中学校2年生、高校3年生の結果になっております。今年度は令和元年との比較を行っております。と言いますのは、令和2年度はコロナの関係もあり、希望者のみで、実施数が少なかったということがありますので、比較が可能な令和元年度と比較をしております。コロナ禍で体力にどのような影響があったかを把握をしております。

まず一つ目ですが、レーダーチャートでは、令和元年度の種目別の平均値を100としております。青の点線が男子、赤が女子であります。右側の表は、それぞれの数値の向上・下降を矢印で表しております。これを見ますと、令和元年度から全体的に下がっていることが見て取れます。特にレーダーチャートを見ていただきますと、持久力を測る20メートルシャトルランの値が内側に大きく食い込んでおりますが、これはコロナ禍の影響を強く受けているというふうに解されます。

次に②、体力合計点の分布の状況でございます。黒の折れ線グラフが令和元年度の分布状況、5色で棒グラフで表しているのが、令和3年度の分布状況を示しております。小・中・高ともに黒の折れ線グラフから棒グラフの方が左側に動いていると見て取れます。令和元年度と比較すると体力が落ちていることを示しております。小・中・高ともに体力の合計点が高い右側のA・B層、この割合が減少し、合計点が低い左側D・E層が増加をしております。

続きまして、体力合計点平均値の令和元年度との比較でございます。小学校1年生、高校3年の女子を除きまして、低下をしている下降の矢印が示してございます。

その下（5）運動習慣の比較でございます。運動スポーツの頻度につきましては、

小学校5年生の女子以外、毎日運動しているという割合が減少しております。また、それを時間で見ましても、全学年男女ともに1時間未満の割合が増加をしております。

(6) 学習時以外のスクリーンタイムの比較でございます。1のスマートフォンなど、携帯電話などの使用の時間、これは全学年男女ともに3時間以上の割合が増加をしております。

7番、朝食ですが、毎日食べる割合が小・中学生が減少しているということが見て取れます。

3の分析のところでございます。体力につきましては、全学年男女ともに低下の傾向が見られます。特に、種目別に少し詳しく見てみますと、動きを持続する能力、持続力、これが令和元年度と比較しますと低下の傾向がございます。それらの要因としましては、長時間体を動かすような運動機会が減ったということが考えられます。一方で、体の柔らかさに関する種目につきましては、令和元年度と同程度、あるいは向上している傾向がございます。これも一因としては、体育の授業で感染症対策を講じて、比較的取り入れやすい準備運動ですとかストレッチなどが行われたこと、あるいは授業以外、例えばオンラインなどでも、ヨガやストレッチなどに取り組めるような動画配信を行っている学校があるなど、柔軟性を高める運動の機会は確保できたということが一因ではないかと考えております。

生活習慣につきましては、学習以外のスクリーンタイムが、令和元年度と比較して顕著に増加をしております。相関による傾向でございますが、体力と運動時間との関係を見ますと、運動時間が多いほど体力の合計点が高い傾向が見られます。また、体力と生活習慣との関係で言いますと、スクリーンタイムが3時間以上になると、体力合計点が低くなるという傾向が見て取れます。

これらも踏まえまして、今後の取組の方向性についてでございますが、個に応じて運動の多様な楽しみ方を学ぶことができる体育の授業などを実施していく、あるいはスポーツの関係団体や外部人材などと連携を進めていくこと、誰もが楽しめる多様なニーズに応じた運動をする機会を創出すること、多様なスポーツとの関わり方を学び、関心を高める取組を進めること、これらを推進していくことを通して、東京の子供たちの体力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、そのより具体

的な方向性や、それを含めた計画につきましては、この後報告させていただきます事項で御説明を引き続きさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 先ほどコロナの原因でというお話でしたが、コロナ前の、例えば平成の最後の年であったりと、三つ出してくれるとより分かったかなと思っていて。コロナの影響はそういう直前との比較でよく分かって、コロナの直前に既にもう体力が落ちているということは、スマートフォン等であったり、あるいは先ほど発言しましたけれども、子供の遊び場というのが東京都の場合には得られないとか、そういう様々な要因で子供の体力が落ちているのではないかなと思いますので、3点で見ておきたかったというのが一つあります。

二つ目は、視力との関係がここに出ていませんけれども、多分このスクリーンタイムが増えれば視力が落ちることが想像できるので、それもやってほしかったということと、スクリーンタイムが増えると視力が落ちることになると、GIGAスクールをやるとより視力が落ちるのではないかとか、あるいはより体を動かさなくなると体力が落ちるのではないかとということも懸念されますけれども、そこをどう見てらっしゃるのか、その辺りをまずお聞かせいただけますか。

【指導推進担当部長】 紙面の都合もあって、実はこの今回の計画というのは第4次の計画になるわけですが、第1次からの推移についての資料もございますが、お示しできなくて申し訳ありません。大きな傾向で言いますと、平成22年に第1次の計画を始めたときには、全国的に見ても、やはり比較しても非常に体力が低いという状況がありまして、その後、取組を継続してきているところでございます。

それで、どのような指標を取るかにもよるとは思うんですけども、その間、東京の子供たちの体力については、ほぼ一貫して向上している傾向がございました。特に小学生については、平成の25年、26年度まで上昇を見せ、その後は維持、そして中学生につきましては平成の29年、30年辺りまで、これも一貫して上昇をし、その後その

まま維持という大きな傾向がございました。ですので、今回比較をしています令和元年度と、それよりも直前、例えば平成30年度を比べますと、あまり差がないということ、今この場での口頭での説明になって大変申し訳ないのですが、そのようなことが見られます。ただ、委員御指摘の体力について、より詳細に見ていく必要性があるということについては認識し、今後分析をしていきたいと思っております。

2点目の視力についてでございますが、視力についてのデータと併せて相関を見るということは、現在のところではできておりません。これはこの後のお話、来年度以降の取組にもなりますけれども、そのようなまず運動の能力と、それから生活習慣と、あるいはそういう保健的な要素などを相関させながら、あるいは因果関係を見ながら分析をしていくということが、なかなか今できていない状況がございますので、それは今後、例えばDXを使うという方向で、今、取り組んでいくことを考えておりますが、それらの中でデータを更に活用していくその方向の中で、是非考えていきたいと思っております。

以上です。

【教育長】 新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 ありがとうございます。大変ありがたいお返事ではあったんですけども、やはりこういうときに、表が既にExcelというかCSVになっているにもかかわらず、多分健康課と何々課と何々課が違うというだけのことで、IDのひも付けができるはずなのに、にもかかわらずクロス分析ができないというのは、東京都のIT分析力の低さを露呈するもので、大変恥ずかしいので、まずは来年度中に改善を強く求めます。それは御担当者の問題ではなくて、教育委員会全体の問題だと思っておりますので、それは何のためのCSVを作っていて、IDで管理しているんですかということだと思っておりますよね。そうでないと、こういうエビデンスベースのポリシーメイキングはできないので、いいかげんにきちんとしましょうということを強く求めたいと思っております。特にGIGAスクールが入ってくるので、その影響も継続して見なければいけませんから。

先ほどの予算要求のときにも、これというのは効果を見ることが出来ますかと聞いたんですけども、そういうときにアンケート調査をしましたというようなものは一

番くだらなくて、そうではなくて、やはり学力調査、東京はもうやめになってしまいますけれども、全国学力調査とこれと視力と、あるいは糖尿病とかという、そういういろいろなものをクロス分析して、東京都としては今一番やらなければいけないのは、もしかしたら何よりも体育ということかもしれないので、そういうデータがきちんと分かるようにしていただきたい。東京都というのは、ヨーロッパの小さい国なんかよりもずっと大きい規模の自治体です。そういうところでDXができないというのがとても恥ずかしいことなので、来年度は本当にこういうものをクロス分析がいくらでもできるという状態に準備をする年に、是非ともしていただきたいと思います。

**【指導推進担当部長】** 御指摘の点につきましては大きな課題として改めて再認識をして進めていきたいと考えます。現状ではお話のとおり、どうしても学校からの調査が上がってくるものについても、いわゆるグループ、集団のものであります。ただ、それを今後個別の個々のデータを活用することに改善をしていくということで、ひも付けという話もありましたが、そこにも技術的な課題があるかとも思いますので、改善をしていくということで、併せてより横断的で、あと縦断的な経年変化もしっかり個々で見えていけるような、そういうことも必ずしも今できていないということもありますので、パネルデータもきちんと活用する考え方で、様々な因子を統制しながら、相関や、あるいは因果関係まで含めて見るような方向で、是非していきたいという課題意識は持っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

**【教育長】** ただいまの点、若干補足させていただきますと、私どももスマートスクール構想の中では、今、学力の方のクロス分析ができるようなシステムを開発して、来年度から少しずつ稼働はしていくんですが、その中で来年度はこの体力の関係も今は紙ベースで集計をしていたり、そういう処理が多いのをこれをデジタル化をしてクロス分析を。遅れていることは本当にお恥ずかしい現状はございますけれども、来年度はそのこの体育データのDX化に取り組むプログラム開発をやるということで、その中でも、体力や視力、生活習慣等も含めてクロスをして、あとはゆくゆくは学力とのクロスもできるように、システムを今その方向に向けて改善を図っているところでございます。ただただこれはコロナで露呈したというのは、本当にお恥ずかしい限りで

はございますが、委員御指摘のとおりだと思いますので、我々一丸となって頑張っていくきます。

ほかにいかがでしょうか。

【新井委員】 一つだけ聞きたいんですけれども、例えば紙とおっしゃいましたけれども、例えば体力測定をするときに、既にタブレットがあつて、それでもって体育の先生なり何なりが入れるというようなインターフェースさえあれば、別にIDがここにひも付いていれば、それで全部CSVになるはずなんですけれども、何でそうになっていないのですか。

【教育長】 今、今年、ちょっと体育とは離れますけれども、東京都が行った学力テストはGIGA端末を使って、その入力ですべてクラウドを使ってやりました。今まだそういうふうに、特に小・中学校の方なんかは、まだそういうふうに統一的な運用になっていないものですから、そこをまず新井先生がおっしゃるような形で、個別にデータを入れてGIGA端末を活用して改善をしていきたいというのが、来年度の取組でございます。

【新井委員】 もしかして、それは小・中学校は自治体、市区町村の管轄であつて東京都の管轄ではないから、それを東京都がさせられないというような事情があるんですか。

【教育長】そこは、これは体力テストのやり方の問題ですので、調査手法の問題なので大丈夫です。ここはばらつかないように統一的にできます。

【新井委員】 ありがとうございます。頑張ってください。

【教育長】 秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 新井委員の御指摘は本当に大事だと思います。それで、学校健診のデータも是非活用していただけると、肥満だとか、痩せだとか、視力もそこに入っていますし、是非一緒にデータを作っていただけるといいと思います。よろしく願いします。その際に、学校健診で、不登校の子とか受けていない子供たちもいますので、その子供たちのデータを、どうやって健康をチェックできるかというのを併せて考えていただけるといいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

【指導推進担当部長】 先ほど教育長からもお話ありましたように、これは今、体力の話をしていただけますけれども、生活習慣、その先には更に学力であるとか、そして今御指摘の健康に関するデータ、これらが全部一つひも付いて、かつ生徒が学齢が上がっても持っていけるといいますか、それらをきちんと活用するというのは非常に大事だということは、改めて認識をしたいと思います。ただ、現状では、個人の情報をどのように管理をするのか、そのルールでありますとか、あとそのデータを誰が持っている、あるいは本人や保護者、教育委員会等々がどうアクセスをできるようにするのかなど、いろいろ課題はありまして、そこは考えているところでございますが、ただ、方向性としては、おっしゃることはそのとおりだと思いますし、また、そこをしないと、結果を分析しただけで子供に届くような成果として活用ができないことにもつながりますので、是非今後取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

【教育長】 あと、遠藤委員、先ほど。よろしいでしょうか。

それでは、北村委員、お願いいたします。

【北村委員】 繰り返しになりますけれども、新井委員が御指摘になられたことは本当に大事なことだと思ひまして、国としての議論としても、なかなかいろいろなデータがひも付けられていなくて、難しい中で東京が先駆けてやっていくというのはすごく大事なことだと思ひまして。ただ、もちろんだのようなデータをひも付けるかというときに、国としていろいろな議論をしている中でも、個人情報の中で、例えば家庭環境に関するものとか、あとは学校レベルにおける、先ほどの全国学テのようなもののテストスコアがどこまで公開されるべきなのかとか、それによっていろいろな差別や偏見など、そういう問題も生じてきますので、今、ガイドラインを作るというお話がありましたけれども、是非しっかりしたものを、東京だからこそ作るというか、国が待っていてもなかなか動いていかないと思ひますので、先駆けてもう東京でしっかりやっていくんだというのを見せていく、そういうことが大事ではないかなと僕も非常に思ひますので、大変なことですが、これはやはりやっていかないとけないことですので、是非お願いしたいなと思ひました。

また、先ほどのデータを見たときに、小学生は結構平均に固まっていますけれども、中学・高校となるにしたがって分散していく傾向が見られるのは、やはり学年が上が

っていくにしたがって、運動・スポーツをする機会が減じていくということがあるのかなと思いますが、長い目で考えたときに、明らかに高齢者になったときに、10代でどれだけしっかりと体を動かしていたかということが、高齢者のフレイル等に関する研究でも明らかに出ていることですので、スポーツと言ってしまうと、いや、私は運動が苦手だからとかという話をする子もいますが、健康の問題として、健康に長く生きていくためには、10代で体を動かしておくことというのが非常に大事なことなんだよと。別にそれはアスリートとしてスポーツをするではなく、しっかりと体を動かすということの大切さを、特に先ほど気になったのが、中学・高校と分散が広がっていったら、運動する子としない子の差が出てくる中で、しっかりとそれを学校の中で子供たちに伝えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございませんようでしたら。

失礼しました。新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 家庭環境のようなものは、やはり機微だし、保護者も抵抗感があるということがあると思うんですが、例えば歯科検診の結果のようなものが、他国の分析では家庭環境と相関があるということがよく知られています。ですので、直接に、例えば一人親なのかとか、構ってもらっているのかというようなことを記入するよりは、歯科検診の結果のようなものを入れるというようなことは、一つの考え方になり得るのではないかなと思うので、歯科検診も是非考えていただきたいと思います。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。いろいろデータをひも付けることによって、分析できる範囲も広がっていきますので、そこは考えていきたいと思えますし、あと、政策にどう反映させていくかというエビデンスで使うものと、あと個々の子供をどう改善していくかというのは、恐らくデータの取り方とか使い方も変わるべきだと思いますし、もしかすると無記名でやればいいものもあるかもしれませんし、抽出で済むものもあるかもしれませんし、非常に議論が様々ある中でありますが、皆様御指摘いただいている内容については、改めて重要性を再認識して、是非進めてまいりたいと思いますので、また引き続き是非御指導いただければと思います。ありが

とうございます。

【教育長】 ありがとうございます。それではよろしゅうございましょうか。それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(5) TOKYO ACTIVE PLAN for students (中間まとめ)  
について

【教育長】 それでは、引き続き報告事項(5)「TOKYO ACTIVE PLAN for students (中間まとめ)について」の説明を、指導推進担当部長からお願いを申し上げます。

【指導推進担当部長】 それでは引き続きよろしく願いいたします。

こちらは体力向上に向けた推進計画で、先ほども少し言及しましたが、第4次に位置付けられるものでございます。

策定の意義についてでございます。東京の子供たちが楽しみながら運動・スポーツに参画し、体力を高めることを計画の目的といたします。

また、東京2020大会開催都市である東京において、する・見る・支える・知るといった、スポーツとの多様な関わり方を更に推進していくということが大切であるというふうに認識をしております。

そして、人生100年超時代を迎えまして、健康長寿社会において、人間の活動の源である体力は必要不可欠なものであり、そのために学齢期において、運動を楽しみながら自らの体力を高めることができる基盤をつくるということが、健康的な生活習慣の定着を図る上で必要であると考えております。

基本的な考え方について。運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活気に満ちた生活をデザインすることができるということを目指す子供の姿としております。この姿を実現するために、教育施策大綱でも示されています、東京型教育モデルの三つの学びを軸としまして、体力向上についても一人一人に応じた教育を展開してまいります。

次に、今後の方向性についてでございます。平成22年度より、様々な取組を実施し

てまいりました。その結果、子供たちの体力は向上傾向にございましたが、先ほどの報告のとおり、令和3年度においては子供たちの体力は低下し、朝食を毎日食べる子供は学年が上がるにつれて減少するなど、生活習慣にも課題が見られます。このことから、学年が上がるにつれて、体育の授業が楽しいと思う子供が減少していること、運動時間が減少していること、学年が上がるにつれて食事などの生活習慣が乱れていく傾向があるなどの課題があると考えております。こちらスライドの7、これは体育の授業が楽しいと感じるかが推移していく様、そしてこちらについては朝食を食べるかについての調査結果でございます。

続きまして、体力向上施策の今後の方向性についてでございます。課題の解決を図り、子供の力を育むためには、学校の教育活動において様々な角度から子供たちにアプローチする環境を整備することが必要であるということから、五つの視点から施策を進めてまいりたいと考えております。五つ挙げておりますが、これは1枚ずつ見ていただきます。

まず一つ目、プロジェクトの1としまして、個別最適な学びを実現できる授業を実践すると。具体的には、学習ログの蓄積、分析できるシステムの構築ですとか、デジタル技術等の活用により、教え方や学び方を更に充実をさせていく。

プロジェクトの2としまして、スポーツライフの推進。地域社会の力を活用した多様な運動機会の創出ですとか、子供自らが運動習慣の定着を図る取組を充実していきたいと考えております。

プロジェクトの3としまして、健康的な生活スタイルの確立。外部指導者等との連携した健康的な生活スタイルを確立する取組の推進ですとか、子供が自ら健康的な生活習慣の定着を図る取組を充実してまいります。

プロジェクトの4といたしまして、多様なニーズに応じた運動部活動の充実を図ります。具体的には、関係団体等と連携した、誰もが楽しめるスポーツを実施することや、あるいは科学的なトレーニングの導入をしていきたいと考えています。

続きましてプロジェクトの5として、東京2020大会レガシーを日常に浸透して、オリンピックやパラリンピアンなどの参画による取組、パラスポーツなどの取組、運動スポーツを大切にする機運醸成を図る取組などを推進していきたいと考えております。

なお、今後の予定でございますが、本日より2月下旬まで都民の意見を募集いたします。また、その意見を反映させまして、具体的な中身も加筆し、今年度中に策定をする予定でございます。策定前に改めて教育委員会には報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

秋山委員、お願いいたします。

【秋山委員】 今回の策定について、教育のところですが運動に対する興味関心というのは、家庭とか、幼少時の体験とか、様々なことがかみ合っていますので、対策としては家庭教育や生涯学習と一体的にプランをたて、どの時期にどういう取組をし、役割があるかというのを示してもらうことによって、教育が担う視点ができると思います。幼・保・小連携なども加えて、一体的に示していただけないかと思います。

以上です。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。是非その視点も踏まえてと思っております。一番最初の位置付けのところも若干話しましたが、100年超時代を迎えて、その中での学齢期における基盤をつくることの大切さということ念頭に作りますので、その延長上ということで、今、御指摘いただいたことについても踏まえて検討していきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いいたします。

【新井委員】 私は学校時代に一番嫌いなのが体育で、2番目に嫌いなのが数学で、数学者になったんですけれども、体育が本当に嫌いだったんです。10代も20代も運動習慣が全くない感じで過ごしてしまったんですけれども、今は週3回運動をしています。どうして今は運動をしているかというと、やはり小学校・中学校の体育の在り方というのが、体を動かしたり運動をするのがどちらかというと苦手な子に対して、やはり過酷というか、取り組みにくいというか、自分の劣等感にさいなまれるような形のゲームとしての体育というのが多いからなのではないかなというふうに自分では

思っています。どちらかという、今、問題になっているのは、よくできる子、例えばドッジボール、今はあまりやらないのかもしれないですけども、そういう勝敗に関するものであるとか、あとはタイムに関するようなものが中心にあると、やはりダンスもそうですけれども、自分として一人で取り組むというのではなくて、ゲームとして取り組むようなもので、特に運動能力が高い子がとても有利になるような体育だと、苦手な人が、先ほど北村委員のおっしゃったような、正規分布の分散が大きくなるというのが止められないと思うんですよね。なので、もう少し私のような子が毎日運動するということが習慣付けられるような体育の在り方というのを、どう模索するかというのがとても重要なことだと思うんですけども、どうでしょう。

**【指導推進担当部長】** 御指摘はそのとおりだと思います。実は、これまでも分布のところで言いますと、AからEまでそれぞれ五つに分類をしていて、D・E層をいかに取り組ませていくかということは、施策を進めていく上での大きな視点の一つではあったんですけども、今回なかなかその効果が表れていないということもございます。先ほどの秋山先生からの御指摘も関連すると思うんですが、プロジェクトの2番のところで、スポーツライフの推進ということを掲げているわけですけども、多様な運動やスポーツの在り方というものを、以前、山口委員も御指摘いただいていたこともあるかと思っておりますので、そこは重要な視点として、是非プロジェクトとしても位置付けて、この中に加筆をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

授業の方でも、スポーツの時間を増やすということで、先ほども1時間のお話も出ましたが、その1時間をどういう場面で、誰がどういうふうに1時間にしていくかということもあるかと思っております。その中で、授業というのも非常に重要な位置付けを持つと思っておりますから、授業の在り方というものについても改善をしていきたいと思っておりますし、またそれを習慣化していくための取組というのも併せて是非考えていきたいと思っております。

**【教育長】** ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましても報告として承りました。ありがとうございました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

2月17日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますけれども、日程等の都合によりまして、2月の第3木曜日となります2月17日午前10時より、ここ教育委員会室にて開催をさせていただければと存じます。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては2月17日の午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、次回の教育委員会は2月第3木曜日の2月17日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。

それでは、本日は以上で議案終了でございます。

本日の教育委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(了)

(午前11時44分)